

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和元年10月版)										新 (令和2年10月版)									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編				
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則				
1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義				
								1	1	1	2	39	1	39. 準備期間	準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。	条文追加			
1	1	1	2	39	1	43. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	1	1	1	2	40	1	40. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	表記修正			
1	1	1	2	40	1	44. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	1	1	1	2	41	1	41. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	表記修正			
1	1	1	2	41	1	45. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。	1	1	1	2	42	1	42. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。	表記修正			
1	1	1	2	42	1	46. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	1	1	1	2	43	1	43. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	表記修正			
1	1	1	2	43	1	47. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	1	1	1	2	44	1	44. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	表記修正			
1	1	1	2	44	1	48. SI	SIとは、国際単位系をいう。	1	1	1	2	45	1	45. SI	SIとは、国際単位系をいう。	表記修正			
1	1	1	2	45	1	49. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	1	1	1	2	46	1	46. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	表記修正			
1	1	1	2	46	1	50. JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	1	1	1	2	47	1	47. JIS規格	JIS規格とは、日本産業規格をいう。	JIS名称変更に伴う修正			
1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	施工計画書	1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	施工計画書				
1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。	条文修正			
1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事の下請負				
1	1	1	9	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	1	1	1	9	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。				
1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。				
1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が兵庫県の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が兵庫県の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。				
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結する時は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結する時は、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳				
1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。	1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）	諸基準類の改定に伴う修正			
1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	施工管理	1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	施工管理				
1	1	1	23	6	1	6. 労働環境の改善	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1	1	1	23	6	1	6. 労働環境等の改善	受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらに係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正			





土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和元年10月版)					新 (令和2年10月版)					改定理由								
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下									
				項以下					項以下									
				項以下					項以下									
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工		1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工		
1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手		1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	継手		
1	3	7	5	2	1	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。		1	3	7	5	2	1	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。		
1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11 土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。		1	3	7	5	2	2		なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】(土木学会平成15年11月)」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。		
1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生		1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生		
1	3	10	3	5	1	5. 養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-7の値以上とするのを標準とする。		1	3	10	3	5	1	5. 養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-7の値以上とするのを標準とする。		
1	3	10	3	5	2		なお、表1-3-7の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-7に示す期間も満足する必要がある。		1	3	10	3	5	3		なお、表1-3-7の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-6に示す期間も満足する必要がある。		誤記修正
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編		2	0	0	0	0	1	第2編	材料編		
2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項		2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料		
2	1	1	0	0	1	第1節	適用		2	2	3	0	0	1	第3節	骨材		
2	1	1	2	0	1	2-1-1-2	県内産品の使用		2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材		
2	1	1	2	0	1		受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造(県内工場)された建設資材(県内産品)を原則として使用するものとする。ただし、工事請負代金額が250万円未満の工事、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。									受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材について、県内で産出、生産、加工または製造(県内工場)された建設資材(県内産品)を原則として使用するものとする。ただし、工事請負代金額が250万円未満の工事、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。		「県内産品使用促進の取組要領」の用語の定義と整合
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料		2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料		
2	2	3	0	0	1	第3節	骨材		2	2	3	0	0	1	第3節	骨材		
2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材		2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材		
2	2	3	3	5	1	5. 鉄鋼スラグの規格(路盤材用)	路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-2-9の規格に適合するものとする。		2	2	3	3	5	1	5. 鉄鋼スラグの規格(路盤材用)	路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-2-9の規格に適合するものとする。		
2	2	3	3	5	2		表2-2-9 鉄鋼スラグの規格		2	2	3	3	5	2		表2-2-9 鉄鋼スラグの規格		諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料		2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料		
2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項		2	2	6	1	0	1	2-2-6-1	一般事項		
2	2	6	1	7	1	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。		2	2	6	1	7	1	7. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。		誤記修正
2	2	6	1	9	1	9. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これらを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。		2	2	6	1	9	1	9. 異常な混和剤使用時の注意	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これらを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。		誤記修正
2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料		2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料		
2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編) JSCE-D 102-2013 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成25年11月)の規格に適合するものとする。		2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編) JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。		諸基準類の改定に伴う修正
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料		2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料		
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤		2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤		
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成30年6月8日改正 政令第184号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和元年6月改正 政令第19号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線		2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線		
2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識		2	2	12	1	0	1	2-2-12-1	道路標識		
2	2	12	1	1	1		標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。		2	2	12	1	0	2		標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。		
2	2	12	1	2	1	(2)	支柱		2	2	12	1	2	1	(2)	支柱		
2	2	12	1	2	6				2	2	12	1	2	6		JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)		諸基準類の改定に伴う修正
2	2	12	1	2	7				2	2	12	1	2	7		JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)		諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和元年10月版)					新 (令和2年10月版)									
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
2	2	12	1	4	1	(4) 反射シート	2	2	12	1	4	1	(4) 反射シート	
2	2	12	1	4	5	表2-2-28(2) 反射性能 (封入レンズ型反射シートの再帰反射係数)	2	2	12	1	4	5	表2-2-28(2) 反射性能 (封入レンズ型反射シートの再帰反射係数)	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
2	2	12	1	4	6	表2-2-28(3) 反射性能 (カプセルレンズ型反射シートの再帰反射係数)	2	2	12	1	4	6	表2-2-28(3) 反射性能 (カプセルレンズ型反射シートの再帰反射係数)	諸基準類の改定に伴う修正 (図表)
3	0	0	0	0	1	第3編	3	0	0	0	0	1	第3編	
3	1	0	0	0	1	土木工事共通編	3	2	0	0	0	1	第2章	
3	1	0	0	0	1	第1章	3	2	0	0	0	1	第2章	
3	1	1	0	0	1	総則	3	2	2	0	0	1	第2節	
3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	
3	1	1	9	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	3	1	1	9	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	0	0	0	1	第2章	3	2	0	0	0	1	第2章	
3	2	2	0	0	1	第2節	3	2	2	0	0	1	第2節	
3	2	2	0	0	8	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	3	2	2	0	0	8	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	15	環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成28年3月)	3	2	2	0	0	15	環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	2	0	0	34	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和61年1月)	3	2	2	0	0	34	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	0	0	1	第3節	3	2	3	0	0	1	第3節	
3	2	3	6	1	1	3-2-3-6	3	2	3	6	1	1	3-2-3-6	
3	2	3	6	3	1	3. 表示板基板の表面状態	3	2	3	6	3	1	3. 表示板基板の表面状態	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	5	1	5. 反射シートの貼付け方式	3	2	3	6	5	1	5. 反射シートの貼付け方式	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	8	1	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ	3	2	3	6	8	1	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ	諸基準類の改定に伴う修正
3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	誤記修正
3	2	4	0	0	1	第4節	3	2	4	0	0	1	第4節	
3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	
3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	
3	2	4	4	21	2	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	3	2	4	4	21	2	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	誤記修正
3	2	4	4	21	9	(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	3	2	4	4	21	9	(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	
3	2	4	4	21	10	なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	2	4	4	21	10	なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	
3	2	4	4	21	11	表3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	11	表3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	誤記修正 (図表)
3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	
3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	
3	2	4	9	11	2	(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	2	(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	誤記修正



土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和元年10月版)					新 (令和2年10月版)												
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由	
6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管		
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準 (案) (平成29年3月)	6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月)	諸基準類の改定に伴う修正	
6	3	2	0	2	6		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (平成29年3月)	6	3	2	0	2	6		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和元年7月)	諸基準類の改定に伴う修正	
6	4	0	0	0	1	第4章	水門	6	4	0	0	0	1	第4章	水門		
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
6	4	2	0	0	12		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	6	4	2	0	0	12		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正	
6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工		
6	4	9	10	0	1	6-4-9-10	支承工	6	4	9	10	0	1	6-4-9-10	支承工		
6	4	9	10	1	1		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工 (PC橋)		
6	4	14	6	0	1	6-4-14-6	支承工	6	4	14	6	0	1	6-4-14-6	支承工		
6	4	14	6	1	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	14	6	1	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	6	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)		
6	4	15	6	0	1	6-4-15-3	支承工	6	4	15	6	0	1	6-4-15-3	支承工		
6	4	15	6	3	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	15	6	3	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工		
6	4	18	1	0	1	6-4-18-1	一般事項	6	4	18	1	0	1	6-4-18-1	一般事項		
6	4	18	1	2	11	2. 舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	6	4	18	1	2	11	2. 舗装工	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰		
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用		
6	5	1	0	5	1	5. 適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書 (案)」(国土交通省、平成29年3月)の規定による。	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書 (案)」(国土交通省、令和元年7月)の規定による。	諸基準類の改定に伴う修正	
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
6	5	2	0	5	1		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	6	5	2	0	5	1		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正	
6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工		
6	5	6	1	0	1	6-5-6-1	一般事項	6	5	6	1	0	1	6-5-6-1	一般事項		
6	5	6	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準 (案) 第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月) 第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準 (案) 第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月) 第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正	
6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工		
6	5	7	1	0	1	6-5-7-1	一般事項	6	5	7	1	0	1	6-5-7-1	一般事項		
6	5	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準 (案) 第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月) 第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準 (案) 第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月) 第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正	
6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工	6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工		
6	5	8	1	0	1	6-5-8-1	一般事項	6	5	8	1	0	1	6-5-8-1	一般事項		
6	5	8	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準 (案) 第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月) 第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	8	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準 (案) 第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月) 第7章 施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和元年10月版)					新 (令和2年10月版)											
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由		
6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工	6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工	
6	5	10	10	0	1	6-5-10-10	支承工	6	5	10	10	0	1	6-5-10-10	支承工	
6	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会) 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	10	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会) 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)	
6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	支承工	6	5	15	6	0	1	6-5-15-6	支承工	
6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工(日本道路協会、平成16年4月)」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	15	6	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工(日本道路協会、平成31年2月)」の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工(PCホーラスラブ橋)	6	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工(PCホーラスラブ橋)	
6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	支承工	6	5	16	3	0	1	6-5-16-3	支承工	
6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	16	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	
6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	支承工	6	5	17	3	0	1	6-5-17-3	支承工	
6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	17	3	0	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	
6	8	4	0	0	1	第4節	除草工	6	8	4	0	0	1	第4節	除草工	
6	8	4	2	0	1	6-8-4-2	堤防除草工	6	8	4	2	0	1	6-8-4-2	堤防除草工	
6	8	4	2	1	1	1. 草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先(小段が兼用道路)より1mは草刈りをしない。	6	8	4	2	1	1	1. 草刈りの範囲	受注者は、兼用道路区間について、 <b>のり</b> 肩及びのり先(小段が兼用道路)より1mは草刈りをしない。	実態に合わせて修正
6	8	4	2	2	1	2. 刈残し	受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	6	8	4	2	2	1	2. 刈残し	受注者は、補助刈り(機械除草に係わる <b>人力による除草</b> )等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。	実態に合わせて修正
6	8	4	2	4	1	4. 自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	6	8	4	2	4	1	4. 自走式除草機械	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の <b>河川管理施設(許可工作物を含む)</b> に損傷を与えないよう施工しなければならない。	実態に合わせて修正
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	
6	8	6	2	0	1	6-8-6-2	材料	6	8	6	2	0	1	6-8-6-2	材料	
6	8	6	2	0	1		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	6	8	6	2	0	1		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。	実態に合わせて修正
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	
7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	
7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	
7	1	11	1	0	1	7-1-11-1	一般事項	7	1	11	1	0	1	7-1-11-1	一般事項	
7	1	11	1	2	1	1. 一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工学カルバート工指針7-1基本方針、道路土工学要綱2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	7	1	11	1	2	1	1. 一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工学カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)、「道路土工学要綱2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤記修正
8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	3	2	0	0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月)	8	3	2	0	0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(令和元年6月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月)	10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成31年3月)	諸基準類の改定に伴う修正
10	2	2	0	0	13		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(平成19年6月)	10	2	2	0	0	13		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)	諸基準類の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (令和元年10月版)					新 (令和2年10月版)												
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由	
10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工		
10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	一般事項	10	2	4	1	0	1	10-2-4-1	一般事項		
10	2	4	1	2	1	2.適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	4	1	2	1	2.適用規定	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工		
10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項	10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項		
10	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料	10	2	9	2	0	1	10-2-9-2	材料		
10	2	9	2	4	1	4.リブの取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置にリブを標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	10	2	9	2	4	1	4.補強材の取付	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格を参考に行うことが望ましい。	諸基準類の改定に伴う修正	
10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部		
10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
10	3	2	0	1	8		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	10	3	2	0	1	8		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正	
10	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	10	3	6	0	0	1	第6節	橋台工		
10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	橋台躯体工	10	3	6	8	0	1	10-3-6-8	橋台躯体工		
10	3	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工		
10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	橋脚フーチング工	10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	橋脚フーチング工		
10	3	8	9	6	1	6.フーチングの箱抜きの施工	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	8	9	6	1	6.フーチングの箱抜きの施工	受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部		
10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
10	4	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	10	4	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正	
10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工		
10	4	5	10	0	1	10-4-5-10	支承工	10	4	5	10	0	1	10-4-5-10	支承工		
10	4	5	10	0	1		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	4	5	10	0	1		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	
10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部		
10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
10	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	10	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	諸基準類の改定に伴う修正	
10	5	2	0	0	13		国土開発技術研究センター プレブイム合成けた橋設計施工指針(平成9年7月)	10	5	2	0	0	13		国土技術研究センター プレブイム合成桁橋設計施工指針(平成30年8月)	諸基準類の改定に伴う修正	
10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工		
10	5	5	6	0	1	10-5-5-6	支承工	10	5	5	6	0	1	10-5-5-6	支承工		
10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う修正	





土木工事共通仕様書新旧対照表（図表）

旧（令和元年 10 月版）							新（令和 2 年 10 月版）						
表 2-2-9 鉄鋼スラグの規格							表 2-2-9 鉄鋼スラグの規格						
呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/ℓ	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間	呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/L	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上	CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.0 以下	6 ヶ月以上
							試験法	E001	E003	A023	E002	E004	
表 2-2-28(2) 反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）							表 2-2-28(2) 反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）						
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4	9	12′ (0.2°)	5°	70	50	15	4	9
	30°	30	22	6	1.7	3.5		30°	30	22	6	1.7	3.5
20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2	7		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	30°	24	16	4	1	3	20′ (0.33°)	5°	50	35	10	2	7
2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6	30°	24	16	4	1	3	
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2	
2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6	2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2	

旧（令和元年 10 月版）

表 2-2-28(2) 反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）

観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	7	11
2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3

新（令和 2 年 10 月版）

表 2-2-28(2) 反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）

観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	7	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

表 3-2-5 現場円周溶接部の目違いの許容値

外 径	許容量	摘 要
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mm を超え 1524mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

表 3-2-5 現場円周溶接部の目違いの許容値

外 径	許容量	摘 要
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mm を超え 2000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

表 6-1-4 止水材の品質規格

試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法
漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による。
引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8 以上	日本工業規格 (JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。

表 6-1-4 止水材の品質規格

試験項目	単 位	規格値	試 験 方 法
漏水量	(ml/sec) /(1.8m <sup>2</sup> )	25 以下	建設省土木研究資料 第 3103 号の小型浸透試験による。
引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格 (JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による。